

■日時

令和6年3月8日（金）10：00～12：10

■場所

厚生労働省専用15会議室

■出席者

板倉委員、釜菔委員、*萱間委員、河嶋委員、岸委員、高田委員、高橋委員、錦織委員、樋口委員、水方委員、百枝委員、山内委員、山田委員

（敬称略、五十音順、*は分科会長）

（欠席：井川委員、国土委員、宮崎委員）

■議題

1. 看護師養成2年課程（通信制）の入学要件緩和見直しについて
2. 第110回保健師国家試験、第107回助産師国家試験及び第113回看護師国家試験の合否決定について
3. 第111回保健師国家試験、第108回助産師国家試験及び第114回看護師国家試験の方針決定について
4. その他

■議事

○萱間分科会長 それでは、議題1「看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件見直しについて」事務局から説明をお願いします。

○初村課長補佐 お手元に資料1をご用意ください。看護師養成所2年過程通信制の入学要件の見直しについてです。1枚おめくり頂きまして3頁をご覧ください。本議題につきましては、令和4年11月28日に開催されました当分科会に議題として出させていただき、委員の皆様からご意見を頂いたところです。頂いた主なご意見です。学生の能力を就業経験年数で比較することは難しく、さらに5年に短縮してもよいと判断できる資料がないというご指摘をいただきました。また、就業経験年数を短縮する場合は、業務経験年数と業務内容を詳細に確認する必要があるため、時間換算に修正してはどうか、通信制に入学するために最低限必要な経験というのをお示しをして、それに満たない場合には、必要な年数を経験して受験するというのはいかがでしょうかというご意見。こういったご意見がある一方で、准看護師としての経験を積んだ場が異なれば、入学要件を厳格化しても経験の差は埋まらないのでは

ないか、そうであるとするならば、全日制・定時制と同様にですね、臨地実習が必要ではないかといったご意見も頂戴いたしました。実習の充実というのは必要なんだけれども、従来型の実習ではなくてシミュレーションを活用する等の対応によって就業経験年数を短縮したとしても、看護の質の低下に繋がらないような教育体制を検討してほしいというご意見も頂戴しております。

令和5年3月10日の分科会におきましてはですね、こういった11月28日のご意見を踏まえて、少し課題の整理をさらにさせて頂いて、必要な追加の調査等をさせて頂きたいということでお諮りをさせて頂き、ご了解を頂いております。

その際にはですね、短縮した場合のデメリットに関しても大丈夫だという根拠、エビデンスになるような指標が必要だというご意見。それから、これまで入学していらっしゃる通信制の学生さんの背景を洗い出すといった作業をお願いしたいといったご意見を頂戴しております。

こういった主なご意見を事務局の中で少し整理をさせて頂きまして、論点としては、大きく2つあるという風に考えております。

ひとつめの論点と致しましては、入学前の就業経験についてどのように考えるか。

それからふたつめの論点としましては、入学後の教育の質をどのように担保していくのかということかと考えております。

1枚をめくって頂きまして4頁目です。まず論点1の入学前の就業経験についてですけれども、こちら入学された時の学生さんの年齢とか教育背景になります。入学時の年齢は、40代というのが約5割と最も多く、教育背景は高校卒業の方が7割と最も多い状況です。

それから通信制を選んだ理由は何ですかということ、調査をしたところ、やはり「働きながら学ぶことができるから」ということで通信制を選んでいらっしゃる学生さんが5割以上ということでも多いです。

次に5頁目にいきまして、これは入学前の就業経験についての状況を示しております。入学前の准看護師としての実務経験年数は10年以上の方が約6割を占めておりました。それから、最も長く働いている施設というのは病院・診療所で8割を占めているという状況です。

さらに1枚おめくりを頂きまして、6頁目になりますけれども、こちらは実は平成27年に元々2年課程の通信制の就業経験年数は10年という要件を7年に短縮をしております。その10年から7年に短縮するという議論をした際にですね、お示しをさせて頂いた資料になっております。そのときはですね、看護課の方で、新卒の准看護師を採用していらっしゃる病院の看護管理者の方にヒアリング調査をしております。准看護師の実技能力の習得と、それから、業務経験年数に関するようなご意見というのをヒアリングをいたしまして、その結果をまとめたものです。

結果といたしましては一番下の赤字になりますけれども、准看護師は概ね半年から5年で実技の能力を習得するといったような結果が出ております。

今回、次の頁、7頁目にいかせていただきまして、ヒアリングではなくて少し量的なかたちで調査・分析ができないかということで追加の調査をしております。

准看護師の経験年数と技術習得の状況を明らかにするということで、病院だけではなくて介護保険施設や訪問看護ステーション等を全国的に展開をしていらっしゃるような法人さんのフィールドをお借りをいたしまして、アンケート調査をしております。

分析の対象になっているのは准看護師さん 309 名です。主にどういった方がいらっしゃるかといいますと、平均年齢が 51.1 歳。雇用形態としては正規職員の方が 6 割で、非正規職員の方が 3 割強というような状況でした。

実務経験年数なんですけれども、20 年以上という方がですね 309 名のうち 198 名ということで大半は 20 年目以上の方だったと。

今回、分析対象としたい 7 年目と 5 年目なんですけれども、この実務経験年数の 2 行目になります。7 年以上 10 年未満と言われる方が 21 名、それから 5 年以上 7 年未満という方が 6 名ということで、若干 N が少ないんですけれども、この両者をですね、比較の対象ということで分析をしております。

次に准看護師の看護技術の分析の方なんですけれども、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」というのがございます。こちらがですね、先生方のお手元にあります参考資料 1 ということでございまして、こちらにですね、57 頁の別表 13—2 になります。ここにですね、看護師教育の技術項目と、それからそれぞれの項目の卒業時の到達度というのをこのガイドラインの中でお示しをさせて頂いております、13 項目、71 種類の技術がござい

ます。それぞれの技術の種類につきまして、得点化をして分析を行っております。そしてその結果が一番下になっております。実務経験年数 5 年と 7 年の准看護師さんの看護技術の経験の違いというところをですね、検定を行って分析をしたところ 71 種類すべての項目において得点の有意差は認められず、実務経験 5 年と 7 年による看護技術の経験には違いは見られなかったということが結果として出ております。

1 枚おめくりいただきまして、8 頁目になります。こちらはですね、今申し上げた「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の中で、学生の就業年限を確認するということが、どういう風に記載をされているのかということをお示しをしたものです。

まず、太文字で両括弧ウの b にございますように、准看護師としての 7 年、84 ヶ月以上業務に従事した旨の修業証明書ということを確認することということになっております。さらにですね、前回 10 年から 7 年に短縮をしておりますときに、きちんと学生の学習準備状況というのを確認をすることが必要だということで、両括弧エのアルファベット e の、3 行ありますけれども、こちらを追加をしております。

通信制の入学生の業務従事期間を確認する際は看護実践能力と学生の学習準備状況を十分に把握するために准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数、時間について総合的に確認をすることとしておりました。

こういった追記をさせていただいた結果、今、現状としてはどういった確認がされているのかというのをお示しをさせているのが9頁目です。今の記載追加することによりまして、ある学校のひとつの例ではございますけれども、一番下にある様式のようなかたちですね、勤務状況を確認をされていると。中段のところにあります点線囲いの四角の中。84月、7年になって、どういう風に算定するのかというその算定の方法をガイドラインの中でお示しをさせていただいております、算定にあたっては准看護師として最初に勤務をした日が属する月と、それから最後に勤務を終了した日の属する月については、それぞれ1ヶ月として算定して差し支えはないということになっておりまして、例示の通りとなっております。

こういった状況の中で実際にはですね、この准看護師としての職務経歴ということで働いた勤務先が例えば何とか病院とか、そういったようなものと就業形態、あとは月に何日、一日に何時間働いているかということに記載をいただいて、右手にあります就業証明書とともに提出をしていただいて、入学前に就業状況というのを確認をされているというところ です。

次に10頁目にいきまして、論点2のことについて、少しお話をさせていただきたいと思 います。入学後の教育の質の担保に関するところです。

前回の改正のときにはですね、短縮をするにあたりまして、教育の質を担保するという観 点から、教育体制の見直しを行っております。その際には面接授業日数をこれまでは24日 間としていたところを、10日間追加をいたしまして34日間。それから専任教員の定数の増 員を7人であったところを3人増員をいたしまして、10人という風にしております。

その下ですね、学生の準備状況のガイドラインの追記については先ほどご説明した通 りですので、割愛をさせていただきます。

11頁目にいきまして、教員の養成について、現状どういったことをやっているのかとい う教員養成講習会のプログラムの内容がこちらになっております。

今現在、看護師養成の専任教員になるための専任教員養成講習会を実施しているんです けれども、その内容につきましては、やはり、教育の基盤ということで、教育の原理ですと か、教育方法、教育心理それから看護論といったような内容になっていまして、通信で教育 をするというようなことに特化したような内容というのはですね、十分には含まれていな いといったような内容になっているところ です。

次に12頁目にいきまして、今度は通信制で実際に教育をされている先生方にですね、准 看護師としての経験年数を入学要件で短縮する場合に、必要な対策としてどういったこと が必要かという調査をしております。その際にはですね、8割を超える多くの先生が一番に 「教員の教育力の向上を図ること」というのをあげられているのが多かったというところ です。

こういった現状の専任教員養成講習会の内容ですとか、現場の先生方のご意見等を踏ま えまして、今年度、右側にございますように、看護師養成所2年課程通信制の先生方を対象

にしたような研修教材の開発というのを行っております。この中身はですね、通信教育概論ということで、看護師養成所 2 年課程の通信制における教育というのはどういうものかということであったりですとか、それから、看護の通信制教育に特徴的な内容といたしまして、例えば見学実習についてそういった実習に向けた環境作りというのでどういったことが必要か、あと、添削指導についてのマニュアルですとか、そういったようなものを作成しております。

13 頁目にいきまして、今度は入学後の学生さんの状況です。入学後はですね、9 割以上の学生さんが常勤で就労を続けていらっしゃるというような状況です。どういったようなところで仕事をしていらっしゃるのかって言うと、病院・診療所というのが約 7 割、訪問看護ステーションや介護福祉施設で働いていらっしゃる方が約 2 割となっております。

最後に 14 頁目にまいりまして、今申し上げた内容を少しまとめさせていただいております。

まず論点 1 につきまして、入学前の就業経験についてですけれども、看護師養成所 2 年課程通信制の入学学生は、働きながら学ぶことができるということから通信制を選択する方が多く、40 代で実務経験 10 年以上の方が多。そして最も長く働いている場所というのは、病院・診療所といった医療機関が多かったということです。

それから就業経験 5 年と 7 年の准看護師について、看護技術 71 項目すべてにおいて看護技術経験の違いに有意差というのは見られなかった。それから前回の改定においては、准看護師としてのこれまでの就業形態、場所、日数、それから時間について総合的に確認することということが明示をされ、これを踏まえて各養成所については、こういった内容については確認がされていると。そういった一方で、准看護師として業務に従事ということだけで内容が示されておりませんので、具体的な業務内容については触れられていないという現状にございます。

それから、論点 2 の入学後の教育の質の担保につきましては、就業年限を 10 年から 7 年に見直す際に、面接授業日数の追加や専任教員定数の増員等、体制の強化っていうのを図っているところです。

また、現行の専任教員養成講習会の内容におきましては、対面での教育というのを念頭に置いたものであって、通信で教育をするっていうところに特化した内容というのは含まれていないという状況です。

また、今現在働いている先生方に経験年数を短縮する場合の対策としては、こういったものが良いかと尋ねたときに、「教員の教育力の向上」っていうのをあげた方が最も多かったということになっております。

こういったような状況を踏まえまして、下の対応案でございます。入学前の就業経験年数を 7 年から 5 年に短縮すると同時に、ここで記載させていただいております 2 点の取り組みを実施してはどうかと考えております。

ひとつめが看護師養成所 2 年課程通信制の先生方を対象にした研修教材をすべての通信

制の学校にお配りをさせていただきまして、先生方の教育力の向上を図っていただくということを考えております。その際にですね、開発しました教材を有効に活用していただくために、研修教材の作成の意図ですとか、また、研修教材の活用方法についてセミナーを開催をさせていただいてお伝えをさせていただいて、各養成所の中で有効に活用いただいているかどうかという風に考えております。

そしてふたつめが、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において、原則、病院・診療所の医療機関、訪問看護ステーションや介護施設等において看護師として5年以上看護業務に従事したとして、業務内容を含む就業経験確認のための様式をお示しをさせていただき、5年間の就業経験年数を確認するという風に取り扱いをしたかどうかという風に考えております。資料の説明は以上でございます。

○萱間分科会長 有難うございます。ただいまのご説明について、何かご質問やご意見ございますでしょうか。水方先生はご参加ですか。そのまま進めてよろしいですか。ご質問ご意見ございましたらお願いします。いかがでしょうか。岸委員お願いいたします。

○岸委員 岸です。よろしくをお願いいたします。ご説明有難うございました。7頁のところの一番下の実務経験年数5年と7年の准看護師の看護技術経験の違いのところ、得点に有意差認められず、技術経験の違いは見られなかったということで、その参考資料の1も説明していただいて、57頁にあります技術項目の卒業時の到達の71項目について確認したということでしたけれども。念のためですけども、有意差が認められないのは分かったのですが、卒業時の到達度では実習等で実施できるとか、指導の下で実施できるとかっていうランク付けがございますが、こちらの5年と7年の准看護師の場合、0点から5点で配分して分析を行っているということですが、大体何点くらいでそういった有意差がなかったというのが大体わかりましたら教えてください。経験があるってことは当然あると思うんですけど、経験があってできるかどうかということまで10%から90%まで問うていますので、そちらを確認できると確実に経験だけではなく実施できるという到達度にもなっているのかなという風に思いましたので、わかりましたらお願いします。

○萱間分科会長 具体的な点数についてということですけども、事務局いかがでしょうか。

○初村課長補佐 すいません。先生、今、手元に具体的に何点と何点でというのがですね、今年度やっているものですから、暫定の報告だけをいただいております、具体的に何点でしたということが難しいんですけども、その得点自体に平均点の開きはなく、大きな得点差はなかったということだけをご報告をいただいております。具体的な点数につきましては後日お伝えさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○岸委員 例えば、あまりにも経験がある 10%できるとか低いレベルで有意差がないのか、それともある程度できているのかという、ざっくりとお答えで大丈夫です。

○初村課長補佐 そうでしたら、全体で大体 3.2 くらいということなので、3 点台のところということになっているという風に伺っています。

○萱間分科会長 他にいかがでしょうか。百枝委員お願いいたします。

○百枝委員 はい。私は全体の対応案としては、特段意見はないんですけども、ただ統計的なところでは、問題は例えば 13 頁ですね。13 頁ないし 5 頁の表。就労施設の種類の中で大体 9 割以上の方がおそらく看護業務だろうとして、そうでない可能性のある方が 10%弱おられて、この人たちが多分その問題になろうかという風に思います。そうすると今出されているデータでは、全体としては足りないかもしれないですけども、この部分が本当に大事だというのがわかるだろうと。またその看護の中で業務形態について、内容について評価するんですけど、これも各養成所で判断するという事になるかと思われませんが、それは同じ施設というか、ある養成所では OK で、ある施設では駄目といったというような把握してない、つまり客観的なこの内容の精査というのはある程度基準を示さないと、使用されないんじゃないかという懸念がある。要は、大部分の 9 割以上の方は多分これで大丈夫なんだけど、1 割くらいの方はどう対応するのかということのお考えをお聞きしたいと思いません。

○初村課長補佐 有難うございます。事務局でございます。そういった意味では今回新たに看護業務の内容を含めて内容確認すること。これは例えば時間とか、こういった雇用でやっていたかということも、これを聞いている意図というのが、学生の準備状況というのを確認をした上でその学生に合わせたかたちでの教育をというふうに思っておりますので、そういった業務内容を確認をした上で養成所としてもうちょっと追加の教育が必要であるということであれば、その学生に合わせたかたち、特に添削であったりやり取りをされると思いますので、そういった中でその学生に合わせたかたちの教育ということを実施していただくということを考えております。

○百枝委員 それはすべて各養成所の責任においてということによろしいですか。

○初村課長補佐 おっしゃる通りです。

○萱間分科会長 有難うございます。5 年間に短縮して、5 年間看護業務を行っていたとい

うことを前提に、養成所は受け入れを決めるということですね。

○初村課長補佐 はい、おっしゃる通りです。

○萱間分科会長 その中身については、今回の調査で差がなかったのは病院に勤めている准看護師に関してだけでも、養成所で判断をしてどういう教育内容が、追加が必要かということを考えて対応していくということになりますね。

○初村課長補佐 はい、その通りです。今回のアンケート調査では、数は少ないんですけども、介護保険施設とか訪問看護ステーションで勤務されている方も少ないですけど一部は含まれていたというところでは。

○萱間分科会長 この法人の調査対象には介護保健施設や訪問看護ステーションも含まれていたということですね。

○初村課長補佐 はい。

○萱間分科会長 他にいかがでしょうか。板倉委員お願いいたします。

○板倉委員 14頁の最終的な案に対して、私は反対の意見ではないんですが、この14頁の論点1の2ポツにある有意差は見られなかったとございますね。その根拠となっているのが7頁にあります6名と21名。6名と21名で比較して有意差がなかったものを同等と見なしてるので、これは無理がございましてね。皆さんもおなじ思いだと思うんですけども。これを根拠にすごくされるとですね、やっぱりちょっと難しい面がありますし、先ほど百枝委員もご発言ありましたように、懸念はあるとは思うんですね。ただもうここまでこれだけ調べられて、もうこれ以上やっても6名、21名がそれほど増やすことも難しいようにも思うので、そうになりましたらこの制度を変えたときに、何年か経ったところでこの制度改革が適切であったかどうか、効果検証ということは何らかのかたちでできないものでしょうか。

○初村課長補佐 有難うございます。まさにご指摘の通りでして、我々もなかなか分析をすることが難しい中での、板倉委員のおっしゃっていただいた通りになっているんですけども、今後もこれが制度として運用されるようになりまして、数年後はですね、これがどうだったのかという、今後定期的にカリキュラム改正とか、教育の仕組みというのは見直しをしていく予定ですので、そういった中で今回のこの改正の効果とか検証といったのも一緒にやっていきたいと考えております。

○萱間分科会長 他にいかがでしょうか。釜苞委員からお願いします。

○釜苞委員 この通信制の入学要件について、10年以上であったのを7年に変えたときの議論と、その後の様子を承知をしていますが。7年に短縮してですね、通信制の入学者が、一時経験年数が少し短くなったように見えた年もあったんですけど、その後は決してそんなに短くなくてですね、今日の調査にもありますように、かなり経験も長く積んだ方が通信制に入って来られるのがほとんどだろうと思います。したがって、今回5年に短縮することにどれだけ意義があるのかなという気もいたします。また通学制のですね、所謂全日制の2年課程の入学状況にまた、この変更がどう影響するかということも少し懸念をしたところですが。これまでの経過を見てみると、元々通学制も2年課程の入学者もどんどん減っていますので、准看護師自体の数も減ってきていますし、新たに准看護師の資格を取られる方が減ってきてますから。この5年に変えたことによって大きな何か養成の枠組みに影響を与えることではないようには思います。従って今回こういう方向に皆様の合意が得られれば、進むことに同意いたしますが、やはり通信制に入ってこられる方ってものの、それまでに経験されてあるいは身に着けておられるレベルにかなり差があるので、特に今回だいぶ改められてきましたけども、当初は経験というのは月に1日働けばもうそれで1ヶ月とカウントされるというようなこともあって、それは今回いろいろな改善をすることによって変わってきてますけども、そのあたりの入学までにどれだけの准看護師としてのしっかり実力を身に着けてきたかということが最も大事だろうなと思います。

従って、今回の実務経験の内容について、よりしっかり確認するという方向は打ち出されてきているので、それらを総合的に勘案すると今回の方向に私は賛成いたします。以上です。

○萱間分科会長 有難うございます。河嶋委員お願いいたします。

○河嶋委員 遅れまして大変失礼しました。調査の方、有難うございました。結果については、ご説明いただきまして、非常に理解できるものであったかなという風に思います。私は現場の看護管理者という立場ではございますけれども、准看護師の方々がですね、一人でも多く学習を積み重ねられて、キャリアアップされるというようなことを推し進めるような内容でございますので、私もこの対応案に賛成をさせていただきます。

○萱間分科会長 有難うございます。高橋委員お願いします。

○高橋委員 日本看護協会の高橋でございます。まず論点1につきまして、2年課程の通信制というのは入学する学生の十分な就業経験を前提とした課程であると理解しております。今回の調査結果で就業経験年数5年と7年の差異がみられないという結果が示されてはいますが、対象者が限られているということについては留意が必要であると思います。

ただ、現在就業している准看護師の看護師資格の取得を促進すると目的と捉えて、了解したいと考えております。一方で、5年に短縮する場合には資料に示されていますように、5年間の就業経験年数を厳格に担保することは、通信制の学習を行う上で不可欠であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○萱間分科会長 有難うございます。他にいかがでしょうか。

○高田委員 よろしいでしょうか。

○萱間分科会長 高田委員お願ひします。

○高田委員 ありがとうございます。私も全面的に賛成したいと思っております。一点お聞かせいただきたいのですが、対応案の中に、14頁の対応案の中で、マル1ですけれども、看護師養成所2年課程の教員を対象にした教育教材を配布し、教員の教育力向上を図るといふことにつきましては、近年こういった配布をすることによって時間的にも学びやすいと思っているところなんですけれども、対象者がいろんなところで働いておられ、なおかつ経験年数の違うというところでこの方々がご努力することになろうかと思うんですが、この教育教材の教育効果というのはどのようにして、配布するだけなのか。教育効果をどのように判断した、あたりを教えていただけたら。

○初村課長補佐 有難うございます。この教材につきましては、先生方の教育力の向上を図るといふことを目的としておりますので、まず対象者は2年通信制で実際に教育をしていらっしゃる先生方を対象にしております。これは配布をする際には教材の作成の意図とか、活用方法についてまずはセミナー形式でお伝えさせていただいて、お配りをしたいと思っております。その後はですね、ポストテストなどですね、そういったようなことをやらせていただいて、効果の検証というのも合わせてやっていきたいと考えております。

○高田委員 ありがとうございます。

○萱間分科会長 では、山内委員お願ひします。

○山内委員 総合としては賛成です。今回の経験5年というのは、きちんと満5年間看護業務をやったということを確認化するといったことであり、そのために9頁にあるようなものを求めていると思います。しかし、いろいろな働き方があって、なかなかこのような就業証明書が取り切れない方という方々が出てくると思います。そのような場合でも、取り切れたたもので満5年間以上になるように頑張ってくださいということになるのでしょうか。

○初村課長補佐 有難うございます。そうですね、やはりきちんとした証明をしていただくことは必要だと思いますので、就業証明書というのは付けていただくということにはなるかと思っております。

○山内委員 遡ることはできませんので、これまで過去10年とか7年経験した人でも実は業務経験としては非常に浅い人もいてしまっていたということは今更仕方のないことですね。これまでは例えば月1回でも勤務したら、その月いたことになって積算していたようなこともあったようですが、入学に際しての業務経験についての判断が各学校に任されているということは入学要件の標準化がなされていないという状況ですので、どこの学校を通して来たかによって、そこがなあなあ的にってしまうような気がします。せっかくこのように業務経験を明確化するならば、それに関しての入学要件についても何か指導が入るとか、具体的なガイドラインを用意するなどしないと、入学を認めるかどうかについて学校側としてもすごく悩むのではないかと思いました。厳格化する際には現場でそれが適切に運用できるようなものがあるといいかと思いました。

○初村課長補佐 有難うございます。そうですね。ご指摘をいただきました通り、ガイドラインにもこれまで記載をしているところなんですけれども、解釈とか運用ってというのが現場に任せられていたということかなという風に思っております。そういった意味ではですね、今回5年に短縮しますので、今回改めてもう一度考え方というのをですね、きちんと現場の皆さんにお伝えできるようにしていきたいという風に思います。

○萱間分科会長 錦織委員お願いします。

○錦織委員 錦織でございます。12頁の、先程少し話題に出ましたけども、教員の教育力向上の観点で質問させていただきます。昨今こういうオンライン型の教員についての知見も随分出てきていますが、今回、同期型・非同期型という観点で、非同期型の教育をどれくらい取り入れるかみたいな議論があるんですけど。それから例えば反転学習みたいなものですね。事前に色々やってもらってからという学習方法で、そうすると学習時間も半分近く変わってくるんですけど、そういった議論があったものですから。この研究班の先生方のすいません、拝読してないものですから、わかる範囲で結構ですから。

○萱間分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○初村課長補佐 はい、有難うございます。この研修教材の開発につきましては、現場の実際教育をされている先生方にも班に入っていていただいて、ディスカッションをしながら実際

にその教育をする過程の中でどんなことに困っているのかとか、どのようなことを知りたいと思っているのかを聞きながら一緒に開発をしてきたという風に伺っております。具体的に先生がおっしゃったような反転の教育があるかとかというところまでは、今まさに最終の詰めをしているところなので、そういったようなところは確認できないのですが、進め方としてはそのようにやっているという風に聞いています。

○錦織委員 皆さんお忙しいと思いますので、集まって同期型のオンライン教育だけではないので、非同期型の教育も取り入れられると効果的かなと思って発言いたしました。もし何か私たちの方でお手伝いできることがあれば。

○萱間分科会長 有難うございます。

○習田課長 水方委員がたぶん入られてるかと思います。

○萱間分科会長 水方委員聞こえますでしょうか。何かご意見ございましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○習田課長 水方委員少し電波が悪いところにいらっしゃるようで。

○萱間分科会長 大丈夫ですか。

○習田課長 はい、すいません。

○萱間分科会長 高橋委員お願いします。

○高橋委員 論点 2 の方に関しましても少し意見を述べさせていただいてもよいでしょうか。通信課程では学生のレディネスが多様で、また通信制という独自の方法での教育に取り組む一方で、教員の研鑽の機会が少ないという意見がございます。今回提案されている研修教材配布やセミナーとともに、看護教員のキャリア開発に関する継続した取り組みを都道府県とも連携して実施していただくようお願いしたいと思います。それに加えて、十分な教育体制の確保の観点からも看護教員の増員を図る場合の財政的な支援、そして実習施設の確保についても、県行政や厚生労働省の支援の充実をいただくようお願いしたいと思います。以上です。

○萱間分科会長 有難うございます。今、事務局から聞きましたところでは、5 分前から YouTube での配信を開始しているということでございました。お伝えが遅くなりまして申

し訳ありません。

樋口委員お願いいたします。最後のご意見にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○樋口委員 済生会の樋口でございます。資料をまとめていただいて有難うございます。とても分かりやすく、期間を短くして頂くことに賛成でございます。

現場で私も看護管理者をしているときに、通信課程だけではなくて、2年課程で入ってきた職員と、1年生で新人新卒、大学とか養成所を出てきた職員の違いの一番のポイントはアセスメント力でした。報告連絡のポイントがずれる。准看護師で、そして国家試験を通過して入られてきた方は、スキル等の実施はできます。ところが、実施に至るその、例えば例で申しますと、例えば手術で受け持ちの患者さんについて手術室の看護師に申し送る時、患者さんの体温が 37.0℃ですと申し送ると「医師に確認していますか？」と手術室の看護師に確認されたということがあり、なぜ 37.0℃で確認が必要なのかということが問題になったことがありました。一般の新卒の看護師は「これ大丈夫だろうか」ということでリーダーに確認します。37.0℃に何らかのアセスメントをしています。しかし、その時、発熱は、37.5℃以上と受け持ちの看護師は、考えていたので誰にも相談せず報告もなく手術室に連れて行っています。手術室の看護師が「これ確認しましたか」と言ったときに、「え、何ですか」と。やはりそのところのアセスメントが、看護過程の展開がすごく違うなと感じることがありました。技術においては逆にできることはとても多かったんですけども、アセスメント力が、非常に弱かったなど。それはその職員だけではなくて、やはり背景的に大変申し訳ないんですが、その点は准看護師で国家試験を通過した人にやっぱり要注意をしなきゃいけないような状況がありましたので、ぜひ今後の教育課程の中でその点は強化していただきたいとすごく思いました。以上でございます。

○萱間分科会長 有難うございます。たくさんのご意見を頂戴しまして、概ね今回 5 年に短縮するということにつきまして、委員の皆様の賛意が得られたように思っております。ただし、いくつか配慮が必要な事項があるということも共通していたように思います。5 年をどのように換算するかというガイドラインを明確にするということ、5 年に変更した後に教育内容にどのような配慮が求められて、この教材をどのように有効に使い、どういうことの工夫が必要であったかというようなことのフォローアップです。さらに、樋口委員がご指摘されたような臨床での実践能力が、どのように変更の前後で変わったかということについてもフォローアップが必要かと思ひます。また、教育体制についての支援が必要かと思ひます。そういったことを今後考えながら、7 年から 5 年への短縮ということを実施していくということで、この分科会としての意見をまとめたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

有難うございます。それでは、この議題については以上としたいと思ひます。

(非公開審議)

第 110 回保健師国家試験、第 107 回助産師国家試験及び第 113 回看護師国家試験の合格基準が決定された。

第 111 回保健師国家試験、第 108 回助産師国家試験及び第 114 回看護師国家試験の方針について決定された。